

2024年1月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・33 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)

## インド

### インドにおける Writ Petition と日本人駐在員給与 GST 課税について

2022 年 5 月、従業員の給与等が外国の親会社から支払われ、インド子会社が払い戻しを行う場合は人材供給サービスにあたるとして、サービス税の支払いが必要との判決が最高裁で下されたケースがありました。このケースでは本社が駐在員を派遣し、給与は本社から支払い、その後インドの子会社に 15%のマークアップを行い請求を行っていましたが、全く状況が異なるにもかかわらず、日系企業にも駐在員給与に対して GST を支払うように GST 当局から通知が届いていることが問題になりました。通知に対する対応は各企業の方針で異なりますが、最近ある日系企業が Writ Petition の中間決定として救済措置を受けたとの新聞報道がありました。本件における Writ Petition は 1 年ほどで中間決定が出されているため、税務訴訟等に進むより非常に短期で結論を得られるというメリットがあるかと思われます。よって今後 GST 当局への対応をどのようにするのか未決定の日系企業にとって、非常に有効な選択肢が増えたと言えるかと思われます。

インドにおける Writ Petition とは、基本的権利の侵害や緊急の注意を要する法的問題に対して、司法の介入と救済を求め、高等裁判所（通常、高等裁判所または最高裁判所）に提出される正式な書面による要請または申請のことです。基本的権利が侵害された場合、または政府当局や団体による違法行為に対して正義を求める場合、個人や団体がこれらの裁判所に直接訴えることが出来ます。Writs（令状）とは、司法当局が発行する正式な文書による命令です。裁判所が発行する法的文書であり、個人または団体に対し特定の行為を行うこと、または、行為を停止することを命ずる文書です。

Writ Petition と通常の民事訴訟の違いは、下記の通りです。

Writ Petition	通常の民事訴訟
令状は基本的権利を侵害された全ての人が出すことが可能	民事上の過ちの救済を求めるために、当事者の一方が他方に対して起こす法的措置
基本的権利が侵害されていなくても、一般の利益のために令状請求も可能	契約紛争、人身傷害請求、財産紛争、家庭法など、さまざまなケースが含まれる
最高裁判所または高等裁判所へ直接書面請願の提出が可能	性質と金額に基づいて適切な民事裁判所または管轄裁判所に提訴



### Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,  
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） [y.iwase@faircongrp.com](mailto:y.iwase@faircongrp.com)

今井 美紗子（コンサルタント） [fu.imai@faircongrp.com](mailto:fu.imai@faircongrp.com)

## インドネシア

### 1. 経済法令

#### 法令改正 2024 年第 1 号 :

#### ITE 法（電子情報・電子取引）における 2008 年法 第 11 号の第 2 次改正

インドネシアにおいて、インターネットなどのデジタル領域への安全なアクセスを提供し、様々な問題に対処するため、インドネシア共和国は 2024 年 1 月 2 日、法律第 1 号を可決した。この法律は、2008 年の電子情報取引法を改正し、新たに 7 つの条文を導入したものである。これらの変更により、特に第 13 条 A では、以下の通り、電子認証プロバイダーが提供できるサービスの種類が明記された。

1. 電子署名
2. 電子印鑑
3. 電子タイムスタンプ\*
4. 電子的配達記録サービス
5. ウェブサイト認証
6. 電子署名および電子印鑑の保存
7. デジタル身分証明書
8. 電子証明書を使用するその他のサービス

\*電子タイムスタンプは、デジタルデータの特定の時点での存在や取引のタイミングを証明する情報である。

また、この法律の第 16 条 A では電子システム運営者（PSE）に対して、電子システムを利用する児童への保護義務が規定された。その結果、PSE は児童に特別な保護システムを提供する責務を負う。プロバイダーが提供するべきシステムには以下が含まれる。

1. 製品またはサービスを利用できる児童の最低年齢制限に関する情報
2. 児童の利用者確認の仕組み
3. 児童の権利を侵害する、または侵害する可能性のある製品、サービス、機能の不正使用に関する報告システム



さらに当該法律は、PSE が児童保護に関連する規定に違反した場合、PSE に与えられる行政制裁についても規定している。行政処分は、文書による警告、罰金、一時的な事業停止、事業活動の停止という形で行われる。

## 2. 経済・社会ニュース

### 【BI、2024 年初に基準金利を 6%に維持】

インドネシア中央銀行（BI）は、ルピアの対米ドル為替レートは安定する可能性が高く、2023 年未までの国内インフレ率は 2.61%にまで抑制されているとの報告を発表した。中央銀行は引き続き今後の利下げの可能性を考慮しているが、その決定はルピア相場の強含み、インフレの安定、経済成長への信用支援次第となる。米ドル高傾向の鈍化や外国資本のインドネシアへの回帰などは、金融市場の不確実性が低下していることを示している。インドネシア中央銀行は、2024 年までにインフレ率を 1.5~3.5%の目標範囲内に保つ戦略として、政策金利を 6%に引き上げることを発表した。この決定は、ルピアの対米ドル為替レートの安定と予防的な措置に焦点を当てた金融政策の一貫性を反映している。中央銀行は、米国を含む先進国の利上げ政策が終了し、2024 年後半から FRB 金利（FFR）が 3 回、合計 75bp 引き下げられると予測している。

### 【CCS 規制：越境輸送の炭素貯留の新たな機会】

インドネシアのエネルギー・鉱物資源省は、石油・ガス産業以外からの炭素貯留（CCS）計画のためのスペースを開放する大統領令（Perpres）が間もなく発行されると発表した。この制令は、排出された CO2 を輸送するための区域で、CCS を実施する機会を産業界に提供するものである。また、そのために必要な国際協定に基づく政府間協力（G to G）の確立を実現することによって CO2 の越境輸送・貯留が可能になる。インドネシアで CO2 輸送のために国境を越えることができるのは、すでにインドネシアに関連会社を持っているか、投資を行っている産業のみである。

### 【OJK、2024 年までに製造業の信用拡大を予測】

インドネシア金融サービス庁（OJK）は、2024 年までに製造業向け銀行融資が年率 9~11%と大幅に急増すると予測している。主な成長分野は、自動車産業、パーム油（CPO）デリバティブ商品、鉱業製品の加工製造品などである。2023 年 11 月時点の製造業向け銀行融資は前年比 4.84%増となったものの、課題は依然として残っている。世界的な不確実性が経済に影響を及ぼし、金利上昇などの内的要因が需要を抑制しているため、一部の企業は内部資金に頼ることを余儀なくされている。インドネシア銀行の事業計画 2024-2026 では、家計部門、貿易部門、製造部門が今後の与信拡大にとって極めて重要であるとしている。



### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) [hi.kato@faircongrp.com](mailto:hi.kato@faircongrp.com)

Pahala Alexandra Lumbantoruan (Alex, コンサルタント) [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>



### オーストラリア

#### 1. 最近の出来事総集編(2023年12月22日~2024年1月19日)

- 12月22日号：クリスマス休暇中のATO（オーストラリア国税庁）の営業時間についてです。2023年12月22日の正午から2024年1月1日までが休みとなります。また、2023年12月四半期のBASの申告期限は2024年2月28日となっています。
- 12月29日号：2023年も大変お世話になり、本当にありがとうございました。引き続き2024年度もよろしくお願ひ申し上げます。メルボルンでも大晦日の花火はじめ各種イベントが開催されます。
- 1月5日号：メルボルンでは早速全豪オープンに向けて盛り上がっています。過去10年の男女シングルの優勝選手について、様々な大陸の国の選手が優勝していますが、男子はヨーロッパのみとなっていますので今年はその他の大陸の選手に期待したいです。
- 1月12日号：メルボルンのあるVIC州では、洪水被害がエリアによってはでています。一方で気候は今日は33度予想となっており本格的に夏です。オーストラリアでは2024年、人口の73%にあたる1,480万人がNew year resolution（新年の誓い）を決めるという研究結果がでています。一方、オーストラリアのある報道で、1月12日は新年の誓い（New year resolution）を最も辞める日となっていると報道がありました。
- 1月19日号：ビーチで有名なシドニーでは25のビーチにおいて、最近の雨や排水の影響で細菌が増殖して汚染されているというWarningがでています。メルボルンではテニスの全豪オープンが始まっています。残念

ながら大坂選手や西岡選手は負けましたが、日本国として総勢 17 名の選手が参加していますので引き続き応援していきたいと思ひます。

## 2. オーストラリアにおける各種税務申告期限（2024 年）

2024 年におけるオーストラリアでの各種税務申告期限は以下の通りです。

項目	課税期間	申告期限
<b>法人税</b> CTR: Company Tax Return	2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日 ATO（オーストラリア国税 庁）に申請することでその他 の決算期の採用も可能	・6 月決算会社の場合は通常 <b>2025 年 1 月 31 日</b> （会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は通常 <b>2025 年 5 月 15 日</b> ） ・6 月以外の決算期を採用している場合は、課税期間 終了後 <b>7 ヶ月目の 15 日</b> （例えば、2024 年 3 月 31 日終了年度であれば 2024 年 10 月 15 日）
<b>プリンジベネフィット税</b> FBT: Fringe Benefit Tax	2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	・ <b>2024 年 5 月 21 日</b> ・会計事務所等の Tax Agent を利用する場合かつ電 子申告の場合は <b>2024 年 6 月 25 日</b>
<b>個人所得税</b> ITR: Individual Tax Return	2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日	・ <b>2024 年 10 月 31 日</b> ・会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は通常 <b>2025 年 5 月 15 日</b>
<b>消費税</b> GST: Goods and Services Tax	毎月（年間売上高 20 百 万豪ドル以上） または 四半期（年間売上高 20 百万豪ドル未満）	・毎月納付の場合： <b>翌月 21 日</b> ・四半期納付の場合： <b>翌月 28 日</b> （会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は <b>翌々月 25 日</b> ） ※BAS（Business Activity Statement）の フォームにて申告
<b>給与税（州税）</b> Payroll Tax	2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日	<b>2024 年 7 月 21 日、27 日または 28 日</b> （州によって異なる）

（注）一部は昨年度と同様の取扱いであることを前提とした場合の申告期限を記載しています。

### Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士)

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



## シンガポール

### 飲食イベントでの外国人労働者の不法就労について

シンガポール人材開発省 (MOM : Ministry Of Manpower) は、飲食イベントに際して外国人の不法就労について注意喚起を行っています。外国人労働雇用法 (EFMA : Employment of Foreign Manpower Act) において、適切な労働許可証を持たずに外国人労働者を雇用した者は、有罪判決を受けた場合、S\$5,000~S\$30,000 の罰金、または 12 か月以下の懲役、もしくはその両方に処せられます。さらに、2 回目以降の有罪判決を受けた場合、S\$10,000~S\$30,000 の罰金、および 1 か月~12 か月の懲役に処せられます。以下は、MOM が行った注意喚起における事例です。

### 事例

シンガポール人男性 (A) (B) の 2 名は、EFMA に基づく不法就労の罪で有罪判決を受けた。2013 年にも同様の罪で有罪判決を受けた (A) は、適切な労働許可証を持たない外国人労働者 5 名を不法就労させたとして、懲役 1 か月および S\$23,000 の罰金 (さらに不履行の場合に 46 日間の懲役) を言い渡された。(B) は適切な就労許可証を持たない外国人労働者 1 名を不法就労させたとして、S\$6,000 の罰金を言い渡された。

本事例では、MOM の職員が Geylang Serai Bazaar で視察、調査を行い、(A) (B) の 2 名が飲食イベントで飲食用屋台を複数レンタルし、レンタル期間中に計 6 名の外国人を屋台のアシスタントとして雇用していたことが明らかとなった。外国人労働者には、食品の準備や販売、顧客からの現金回収が含まれていた。6 名の外国人労働者は、Social Visit Pass (短期滞在ビザ) を所持していたが、屋台のアシスタントとして働くための適切な就労ビザを保持していなかった。(A) (B) は、外国人労働者へ適切な宿泊施設を提供しておらず、外国人労働者の中には、閉店後、屋台の床で寝ていた者もいた。

以上



### Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) [ya.michinaka@faircongrp.com](mailto:ya.michinaka@faircongrp.com)

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>



タイ

### 2024 年個人所得税追加控除

2023 年 12 月 4 日財務省令が公布され、2024 年度の個人消費に基づく個人所得税の追加控除が発表されています。詳細は以下となります。

2024 年 1 月 1 日から 2024 年 2 月 15 日までの間に、e-Tax システムを利用して VAT 事業者から物品及びサービスの購入をおこなった場合、50,000THB を上限として、個人所得税計算における追加控除が認められます。但し、購入先 VAT 事業者が発行した e-Tax Invoice/e-Receipt を取得することが要件となります。なお、2024 年度より通常のタックスインボイス (Normal Tax Invoice) は対象外となります。

また、当該個人消費の対象について、以下の品目は除外されます。

- アルコール
- タバコ
- 車、二輪車、ボート
- 自動車に給油する石油燃料とガス
- ホテル宿泊代
- 水道光熱費、および通信費 (電話、インターネット等)
- 対象期間内に使用が完了しないサービス (サブスクリプション等)
- 保険料 (生命保険、医療保険、車両保険等)
- VAT がかからない物品 (生鮮食料等) 及びサービス (医療費等)



なお、下記においては e-Tax Invoice はなく、申告者名と Tax-ID が記載された e-Receipt が対象となります。

- 本、新聞、雑誌
- 本、新聞、雑誌の電子購読に係るサービス料
- OPOT 製品（日本語訳にすると「一村一品」であり、2001 年にタイ政府主導で導入されたタイ全土 77 県の特産物を OTOP 製品として認知する地方創生プロジェクト。）

当該財務省令は、個人消費を促す事、及び電子納税システム参入を進めることを目的としていると考えられます。

(歳入局公表 財務省令 No.391- 2023)

[https://www.rd.go.th/fileadmin/user\\_upload/kormor/newlaw/mr391.pdf](https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/mr391.pdf)

### Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,  
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士）[yu.otani@faircongrp.com](mailto:yu.otani@faircongrp.com)

山本 有里子（コンサルタント）[yu.yamamoto@faircongrp.com](mailto:yu.yamamoto@faircongrp.com)



### ニュージーランド

#### ニュージーランドにおける各種税務申告期限（2024 年）

2024 年におけるニュージーランドでの各種税務申告期限は以下の通りです。

項目	課税期間	申告期限
法人税 Income Tax Return	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日 ・IRD（ニュージーランド国税 庁）と Companies Office に申請することでその他の決算 期の採用も可能	・3 月決算会社の場合は通常 <b>2024 年 7 月 7 日</b> （Tax Agent を利用する場合は通常 <b>2025 年 3 月 31 日</b> ）
FRINGE BENEFIT TAX FBT: Fringe Benefit Tax	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日	・ <b>2024 年 5 月 31 日</b> （申告頻度が年 1 回の場 合） ・ <b>2024 年 1 月 22 日、5 月 31 日、7 月 22 日、 10 月 21 日</b> （申告頻度が四半期に 1 回の場合）





個人所得税 Income Tax Return	2023年4月1日～2024年3月31日	・2024年7月7日 (Tax Agentを利用する場合は通常2025年3月31日)
消費税 GST: Goods and Services Tax	・毎月または ・2か月ごとまたは ・6か月ごと	課税期間後の翌月28日
給与源泉税 PAYE	毎月	・申告は給与支払日より2営業日以内 ・支払は翌月20日

**Fair Consulting New Zealand Limited**

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士)

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

YouTubeで動画公開しています

<https://youtu.be/WVbWcktA6nU>



**フィリピン**

**1. フィリピン入国管理局への年次報告**

フィリピン入国管理局(BI: Bureau of Immigration) は、Operations Order No.2023-007により2024年1月2日から3月1日の間に、全ての登録外国人はBIへの年次報告(Annual Report)の提出を行わなければならないと発表した。フィリピンに長期滞在し外国人登録カード(ACR I- Card: Alien Certificate of Registration Identity Card)を保有している外国人に毎年提出が義務付けられている。今年からオンライン年次報告システムも導入し、eServiceへのアカウント登録、オンライン面談、オンライン決済により年次報告の提出を完了させることができると公表している。

<本人出頭の免除対象者>

- A) 14歳未満の方
- B) 60歳以上の方
- C) 心身障害者手帳 (PWD-ID: Persons With Disability Identification Card) を保有している方
- D) 妊婦及び体調の悪い方 (主治医または入院している病院が発行した診断書が必要)

※まだ提出が済んでいない方やご不明な点等がある場合は下記の問い合わせよりご連絡ください。



## 2. 登録事業者が直接的かつ限定的に使用する輸入資本設備、原材料、備品等の贈与に対する贈与者の免税の実施

内国歳入局 (BIR: BUREAU OF INTERNAL REVENUE) は、2023年12月13日付の歳入規則 (RR: REVENUE REGULATIONS) No.15-2023 を公表し、改正された1997年内国歳入法第295条 (C) (2) (E) に基づき、登録企業が直接的かつ限定的に使用する輸入資本設備、原材料、備品等の贈与に対する贈与者の免税について公表した。当該規則は、既存の投資促進機関の登録事業者が、登録事業又は活動において直接的かつ限定的に使用される輸入資本設備、原材料、備品等の譲渡に対する贈与者の免税措置を対象としている。ただし、贈与税の免税対象となるにはいくつかの条件があり、その一つとして贈与先が TESDA (TECHNICAL EDUCATION AND SKILLS DEVELOPMENT AUTHORITY)、州立大学、又は教育省 (DEPARTMENT OF EDUCATION)、等の認定学校であることとなっており、当該規定により免税措置の恩恵を得られるケースは限定的と考えられる。

## 3. 税法改正に伴う内国歳入庁への年次登録料支払い義務の廃止

2023年1月5日付けで共和国法第11976号の改正が公表されたことを受け、内国歳入庁 (BIR) は1月8日に年次登録料の支払いに関する Advisory を公表した。従来 BIR に対して毎年1月末までに BIR Form 0605 を通じて年次登録料 (PHP500) を支払う義務が明記されていたが、今回の税法改正において当該年次登録料の支払い義務の記載が削除された。なお、当該年次登録料は BIR 登録証明書 (COR: Certificate of Registration) において支払いの義務が明記されているものの、登録証明書の更新については2024年12月31日までに実施すればよいとされている。

(当該記載は2024年1月19日時点で公表されている情報に基づいています。上記 Advisory は1月22日から有効となるとされているため、必ず最新の情報を確認するようにしてください。)

## 4. 12月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
12月29日	SEC	通達 No. 2023-23	証券取引委員会 (SEC: Securities and Exchange Commission) は、eSPARC (Electronic Simplified Processing of Application for Registration of Company) で新規登録申請を行う場合、これまで別途登録申請が必要だった eFAST (Electronic Filing and Submission Tool) へも自動的に登録されることになったと公表した。



**FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.**

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) [yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

大久保 匠悟 (日本公認会計士) [sho.okubo@faircongrp.com](mailto:sho.okubo@faircongrp.com)

渡邊 悠 [ha.watanabe@faircongrp.com](mailto:ha.watanabe@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

**★ ベトナム**

**ベトナムにおける組織形態の比較**

ベトナム進出の際のいかなる組織形態を採るべきか、判断が難しいことがあります。本ニュースレターでは、組織形態を検討する上での主な事項を比較します。

始めに、現地法人・外国企業の支店・駐在員事務所について比較し、次に、現地法人について株式会社・有限会社について比較します。

**組織形態**

項目	現地法人	外国企業の支店	駐在員事務所
法人格	有り	有り	無し
事業活動	可 ⇒取得ライセンスの範囲	可 ⇒取得ライセンスの範囲 但し、銀行、法律事務所等、一定の業種に限られる	不可
代表者 常駐義務	有り ⇒最低 1 名・複数任命可 ⇒30 日以上ベトナム不在の場合、他の者に代表権限の委任が必要	規定無し	規定無し ⇒但し、30 日以上ベトナム不在の場合、他の者に所長権限の委任が必要
契約締結	可	可	不可
決算	必要	必要	不要



法人所得税 (CIT)	20% ⇒優遇税制の適用事業は有り	20%	無し ⇒恒久的施設(PE) 認定された場合、納税 発生の可能性有り
個人所得税 (PIT)	5%~35%(累進課税) ⇒居住者の場合	5%~35%(累進課税) ⇒居住者の場合	5%~35% (累進課税) ⇒居住者の場合
付加価値税 (VAT)	有り 0%、5%、10% ⇒物・サービスにより税率異なる	有り 0%、5%、10% ⇒物・サービスにより税率異なる	無し ⇒VAT インボイス発行・ 控除・還付不可
外国契約者税 (FCT)	有り ⇒該当取引を実施した場合	有り ⇒該当取引を実施した場合	無し
会計監査	必要 ⇒年 1 回	必要 ⇒年 1 回	不要
チーフアカウント (会計責任者)	2 年目以降必要 ⇒外注は可能	2 年目以降必要 ⇒外注は可能	不要

有限会社・株式会社の比較

項目	有限会社		株式会社
	一人有限会社	二人以上有限会社	
出資者	1 名	2~50 名	3 名以上
法定代表者	複数名可能だが、最低 1 名はベトナム常駐が必要 国籍は問わない		
監査役	任意	任意	任意
意思決定機関	会長又は社員総会	社員総会	株主総会
決議定足数	社員総会構成員の 3 分の 2 以上の出席	定款資本の 65%以上を保有する社員の出席	議決権付株式の 50%超の株主の出席
議決権	普通決議：出席構成員の 50%超 特別決議：出席構成員の 75%以上	普通決議：出席社員の持分総数の 65%以上 特別決議：出席社員の持分総数の 75%以上	普通決議：出席株主の議決権総数の 50%超 特別決議：出席株主の議決権総数の 65%以上



### Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

#### ■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) [da.ishii@faircongrp.com](mailto:da.ishii@faircongrp.com)

#### ■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>

## マレーシア

### マレーシアの確定申告

マレーシアでは毎年 4 月末までに前年の給与など個人の収入について、個人の所得税 (Individual Tax) の確定申告を行なう必要があります。なお、電子申告の場合、15 日間の猶予期間が設けられています。

間もなく 2023 年度の確定申告シーズンが到来しますので、3 つのポイントをご説明します。

#### ① 居住者判定

居住者か非居住者によって適用される税率が異なります。居住者の場合は 1%~30%までの累進税率が適用され、非居住者の場合は一律 30%の税率が適用されます。

以下のいずれかに該当する者が、マレーシアの居住者となります。

- 暦年 (1 月~12 月) で 182 日以上マレーシア国内に滞在する者
- その暦年での滞在期間は 182 日未満であるが、前年または翌年に関連して連続かつ継続的に 182 日以上滞在している場合
- その暦年で 90 日以上マレーシアに滞在し、かつ直前の 4 暦年のうち 3 暦年に 90 日以上マレーシアに滞在している、またはマレーシアの居住者である場合
- その暦年の直前の 3 暦年において、マレーシアの居住者である場合で、その暦年の翌年も居住者と認定される場合



② 給与所得の対象に含めるもの

会社から支給を受ける給与・賞与の他に、現物給付についても給与所得に該当しますので、税金計算に含める必要があります。現物給付の例として、会社が負担する家賃、車の貸与費用、通勤手当、マレーシアの税金、学校の授業料などがあります。

③ 所得控除

居住者に該当する場合、以下のような所得控除の適用を受けることができます。

所得控除の種類（2023 年度）	金額（RM）
基礎控除（納税者本人）	9,000
配偶者控除（配偶者が申告しない場合）	4,000
子供の扶養控除（18 歳未満）	2,000/1 人
子供の扶養控除 （18 歳以上で大学などの高等教育を受ける場合のみ、日本の大学を含む）	8,000/1 人
両親のマレーシアにおける医療費	8,000 まで
納税者本人、配偶者及び子供の重い病気に係る医療費、不妊治療に係る費用。医療費には、健康診断費用（最大 RM1,000）、ワクチン接種費用（最大 RM1,000）、病院での COVID-19 検査費用及び COVID-19 のセルフ検査キット購入費用、心療内科の受診費用を含む	8,000 まで
生命保険	3,000 まで
EPF（マレーシアの年金）	4,000 まで
教育及び医療保険	3,000 まで
ライフスタイル控除(コンピュータ、スポーツ器具、インターネット契約料等)	2,500 まで
追加のライフスタイル控除(2022 年中に購入した PC、スマートフォン等)	2,500 まで
追加のライフスタイル控除(スポーツ関連費用に対する追加控除)	500 まで
国内観光関連支出に対する控除	1,000 まで
授乳器具(働く女性のみ 2 年間に 1 度控除可能、2 歳までの子供に限る)	1,000 まで
チャイルドケアセンター及び幼稚園への授業料(6 歳までの子供に限る)	3,000 まで
電気自動車（EV）の充電スタンドに関する費用（定額利用料、レンタル料等）	2,500 まで

※控除項目については英語またはマレー語の証明資料が必要となります。



### Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,  
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎 (日本国公認会計士) [ke.matsumoto@faircongrp.com](mailto:ke.matsumoto@faircongrp.com)

池田 莉菜 (日本国公認会計士) [ri.ikeda@faircongrp.com](mailto:ri.ikeda@faircongrp.com)

### 【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

**YouTube チャンネルでも、情報発信しています。**チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



越境ワーク 東南アジア編

<https://youtu.be/g5fg1dsP7Qg>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。